

令和7年度 第2回中央区成年後見制度利用促進委員会 会議記録

●日時：令和8年3月12日（木）午後6時25分～7時35分

●場所：中央区役所8階大会議室

●出席者：【委員】11名

委員長 宮崎 牧子（大正大学人間学部教授）
副委員長 相原 佳子（野田記念法律事務所）
安藤 博規（東京弁護士会）
安井 正登（成年後見センター・リーガルサポート東京支部）
鳥居 理英子（東京社会福祉士会）
植田 朱美（中央区民生・児童委員協議会）
石川 紫（月島おとしより相談センター）
鈴木 崇弘（基幹相談支援センター）
八木 英之（中央区社会福祉協議会在宅福祉部長）
大久保 稔（福祉保健部長）
田部井 久（高齢者施策推進室長）

〈欠席者〉竹見 敏彦（中央区医師会）
前場 京子（中央区心身障害児者の進路と生活を考える会）

【事務局幹事】

植木 清美（福祉保健部地域福祉課長）
阿部 志穂（福祉保健部高齢者福祉課長）
河内 武志（福祉保健部介護保険課長）
山田 英子（中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」所長）

〈欠席者〉武田 知子（福祉保健部健康推進課長）

（敬称略：順不同）

●傍聴人：0名

●議事次第

- 1 開 会
- 2 委員の交代について
- 3 議 題
 - (1) 令和7年度の成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検・評価について
 - (2) 「中央区高齢者の生活実態調査」及び「中央区障害者（児）実態調査」の報告について
 - (3) 令和8年度事業内容について
- 4 閉 会

●配布資料

- 資料 1 令和 7 年度中央区成年後見制度利用促進事業報告（案）
- 資料 2-1 「中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査」調査結果報告書（案）一部抜粋
- 資料 2-2 「中央区の福祉施策の充実に関する調査(中央区障害者(児)実態調査)」調査結果報告書(案)一部抜粋
- 資料 3 令和 8 年度事業内容について
- 資料 4 意見票※当日配付
-
- 参考資料 1 中央区成年後見制度利用促進委員会委員名簿※当日配付
- 参考資料 2 中央区成年後見制度利用促進委員会座席表※当日配付
- 参考資料 3 令和 7 年度第 1 回中央区成年後見制度利用促進審議会会議記録※当日配付

次第	発言者	議事の状況又は発言内容
1 開会	委員長	開会のあいさつ
2 委員の交代について	委員長	委員の交代について報告を求める。
	地域福祉課長	新任委員の紹介
	委員長	委員の出席状況について報告を求める。
(会議の公開、傍聴、議事録の作成)	地域福祉課長	委員の出席状況について報告
	委員長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明を求める。
	地域福祉課長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明
(配布資料の確認)	委員長	傍聴希望の有無について報告を求める。
	地域福祉課長	傍聴希望なしの旨を報告 配布資料を確認
	委員長	議題(1) 令和7年度の成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検・評価について説明を求める。
3 議題 (1) 令和7年度の成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検・評価について	地域福祉課長	資料1について説明
	委員長	今の説明について、ご質問、ご意見はあるか。
	委員	9ページの「申立て支援及び費用・報酬助成の充実」というところで、「申立てに係る手続の支援」の中で、申立て手続き支援件数が14件ということで、具体的な支援の内容について、教えていただきたい。
	委員長	事務局、いかがか。

すてっぷ中央所長	<p>申立て手続支援14件中11件が申立書類の作成の相談に対応したというところで、例えば、申立てのときの書類は、どこで取り寄せればいいのか、どのように記入すればいいのかなどの問合せや、窓口で書いた書類の内容の確認をしてほしいなどといった相談に応じているものである。</p>
委員長	<p>私からよろしいか。14ページの(15)「法人後見実施体制の強化」を令和7年度充実させたということで、今後も重要なところだと思う。人員体制や運営方法などの整備・検討を行ったということで、これについて具体的にお聞かせいただきたい。</p>
すてっぷ中央所長	<p>日頃の相談業務の人員不足に併せて、令和5年から令和6年度にかけて権利擁護支援事業と成年後見制度の通常の相談件数が約1.5倍になったことや、法人後見も対応できるようになるということで、人員要求をさせていただいた。</p> <p>その結果、すてっぷ中央の人員体制については、現在の常勤5名と非常勤1名という6名体制から、令和8年度については、常勤職員8名となった。具体的には、非常勤職員の常勤化と、常勤職員を2名増やすというところで、計2.2名増ということで人員が増える予定である。</p> <p>運営方法の整備・検討については、(法人後見で) どういうケースを受任していくかという課題を検討した、というところである。</p>
委員長	<p>そのほか、いかがか。</p>
委員	<p>13ページの、専門職から区民後見人のリレー方式による受任が1件あったということで、区民後見人は社会福祉協議会が監督人についているという理解だが、いかがか。専門職から区民後見人にリレーする場合に、社会福祉協議会が関わっていらっしゃるのかどうかをお聞きしたい。</p>
委員長	<p>事務局、いかがか。</p>
すてっぷ中央所長	<p>こちらのケースは、区民後見人に移行したタイミングで、社会福祉協議会が監督人に就任している。</p>
委員	<p>ということは、リレーをした後、監督人として社会福祉協議会</p>

		がついて、その後もずっとついていくという理解でよろしいか。
	すてっぷ中央所長	そうである。後見終了まで、社会福祉協議会が監督人として支援する予定である。
	委員長	そのほか、いかがか。
	委員	リレー方式について、充実ということで記載があるが、おそらく今後も、各専門職団体への働きかけ方や移行の方法などを検討されると思う。何か具体的に予定されているものがあれば教えていただきたい。
	委員長	事務局、いかがか。
	すてっぷ中央所長	<p>現段階では、各専門職団体にリレー方式を積極的に受任するか、法人後見を実施するといったアナウンスについては、具体的に予定をしていない。相談があったケースについては、対応できる範囲で対応するといった状況である。</p> <p>また、来年度の法人後見についても、人員は2名増えたが、日頃の成年後見の相談や権利擁護支援事業の利用件数・契約件数が急激に増えている状況であり、まずその対応を優先し、最終的に、法人後見のほうで対応するケースが上がってきたときに検討する、という体制を予定している。</p>
	委員長	<p>そのほか、よろしいか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは次の議題に入る。</p>
(2)「中央区高齢者の生活実態調査」及び「中央区障害者(児)実態調査」の報告について	委員長	議題(2)「中央区高齢者の生活実態調査」及び「中央区障害者(児)実態調査」の報告について報告を求める。
	介護保険課長	資料2-1について報告
	障害者福祉係長	資料2-2について報告

委員長	今の報告について、ご質問、ご意見はあるか。
副委員長	<p>各数字については、特段、改めて説明を求めない。それから、今、法律の改正等々が検討されているところなので、混乱させてはいけないと思いつつ、かなりの人数の方に郵送等で調査しているということなので、このタイミングで分かりやすいパンフレット等を同封する等の工夫はされているのか気になった。</p> <p>特に、(回答者が) 本人の場合は(制度が) 分かりにくいと思うので。それから、せめて中核機関のPR等をやったら効果的かと思ったものだが、いかがか。</p>
委員長	事務局、いかがか。
介護保険課長	高齢者の調査では、抽出調査で匿名になっているため、特定の方というのが分からないもので、これはあくまで統計として捉えていただきたい。また、成年後見制度の普及・啓発については、周知強化ということで、別に考えていかなければいけないと考えている。
障害者福祉係長	障害者の調査も無作為で抽出している。前回の委員会でも話に挙がったが、質問のところには、制度の趣旨や説明等の補足を記載している。過去にはリーフレットを作って、障害部門で啓発を行ったケースもあるので、そういう形で広げていけるようにやっていきたいと思っている。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	障害分野の7ページの「利用したいと思わない」というところの理由をお聞かせ願いたい。
委員長	事務局、いかがか。
障害者福祉係長	「利用したい(利用したくない)理由」というのは、今回、設問には入れておらず、調査はしていない。しかし、私が思ったのは、(知的と精神は対象で、身体は対象ではないという中で、) 知的と精神だけで考えたときに、知的が14.5%のところ、精神は27.2%が「利用したいと思わない」というところで、精神障害の方のほうが(制度への)抵抗感が一定数あるのではないか

委員長	<p>と捉えている。医療につながっている精神障害の方が、福祉を受け入れることにハードルを感じるというのを聞くが、そこからさらに意思決定支援の部分を含めた制度を利用するということにハードルを感じてしまうという可能性があるのではないかと考えている。</p>
障害者福祉係長	<p>私から伺いたい。障害分野で、この3区分（知的・精神・身体）でいくと、知的なハンディキャップのある方に理解してもらうのが一番大変なことだと思っている。結果を見ると、やはり知的障害の方の「全く知らなかった」という回答がこの3区分の中では一番高いかと思うが、理解するのに時間がかかったりするという特徴のある方たちに、今後、権利擁護のことについてもっと知ってもらうためには、例えば、どんなことをしていったらいいかなど、お考えのことがあればお聞かせ願いたい。</p>
障害者福祉係長	<p>まず、回答している方の属性から申し上げると、本人の回答が身体は83.6%、精神は88.3%で、知的は39.7%、父母の回答が46.4%ということで、やはり、設問に対して（本人が）答えることが難しい状況であるというのがここからも分かるかと思う。本人が理解するというのももちろん大事であるが、その家族にもしっかり届けていくというところが必要かと思っている。</p> <p>調査とは別の話になるが、知的障害の方は、福祉センターや、行政とつながっていて、そこへの認知がすごく強いというのが特徴としてある。そういった部分を捉えた上で、もちろん本人が理解できることと併せて、家族にも状況を理解していただくように取り組んでいく必要があると思っている。</p>
委員長	<p>そのほか、いかがか。</p>
委員	<p>障害分野のほうで、先ほどもあったが、身体障害者の方は、成年後見制度の対象にはならないというところで、そのあたりを理解して回答しているかどうか少し不安に感じた。自分たちは身体障害者で、動けなくなったら使えるという誤解がないように、一言書いておいたほうが良いかと思う。</p> <p>その結果が見えたのが、やはり最後の7ページのところで、「利用したくない」という回答が少ない。これはやはり（制度を）分かっていないのではないかと察せられたというか、分かっている</p>

(3) 令和8年度事業内容について

	人は分かっているのだろうが、(身体障害者で動けないから) 友達が欲しいとかそっちのほうに行っているということは、やはり制度を理解しているわけではないのではないか。成年後見制度について、身体障害者は対象ではない、判断能力が衰えている方が対象であるということを、もう少し分かるようにしたほうが、アンケートを取るときには良いかと思った。
障害者福祉係長	アンケートの書き方のところは今後気をつけていくことが必要であると思っている。ご意見も参考にしていきたいと思う。
委員長	ほかに、ご意見・ご質問はあるか。 (意見・質問なし)
委員長	それでは次の議題に入る。 議題(3) 令和8年度事業内容について報告を求める。
地域福祉課長	資料3について説明
委員長	今の説明について、ご質問、ご意見はあるか。
委員	先ほど、委員長からご質問もあったが、本会、社会福祉協議会の法人後見の件についてである。法人後見は、社会福祉法人中央区社会福祉協議会として受任をするかどうかという決定になる。この書き方では、区が受任するというように見えるので、できれば、社会福祉協議会と協議していきますとか、そういう書き方にしていただけると、ありがたいと思っている。 先ほど、すてっぷ中央の所長も説明したとおり、現在、権利擁護支援事業と成年後見支援事業がかなりの相談件数になっており、その対応に職員が追われている状況である。 法人後見の実施というのは、当然、実現に向けた想定で動いているが、必ずしも、フルオープンというか、どなたでもたくさんどうぞという形にはできないと思っている。他区の社会福祉協議会の状況なども見ながら、本会の在り方を考えていくことになると思っている。ご理解いただきたい。
地域福祉課	社会福祉協議会で法人後見を実施することは、もともとの計画

長	にも入っており、それに沿って実施していただきたいと思っている。体制については、先ほど説明があったとおり、人員も増やしたところであるが、最初から飛ばしてやるというより、徐々にやっていくという意味で、区としても理解している。なるべく受任できるよう、法人後見を利用される方に寄り添った対応をしていきたいと考えている。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	<p>3ページの6番の郵便物の送付先変更についてだが、中央区は先駆的に始めていて、すごいと思っている。港区はこの4月から始めるということで、知っている限りでは、インターネットで一括でできるのは3つの区ぐらいで、これは素晴らしいと思っている。</p> <p>その中で、何か苦情や何かトラブルというのは、今まであったか、教えていただきたい。</p>
地域福祉課長	今のところは、トラブルは聞いていない。書類送付後のトラブルというのも、こちらには入っていない状況である。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	<p>本議題とは話が変わってしまうかもしれないのだが、おとしより相談センターの課題として、申立てする前の検討段階から、金銭管理をどうするかということがある。申立て検討中の本人が入院中だったり、施設に入所している場合、通帳の管理や入院費の預かりなど、場合によっては、支払いについて、どこで管理したらいいのかという課題がある。</p> <p>事務管理規定が整備されているかどうか、また、そういった場合にどのように対応されているのか、教えていただきたい。</p>
すてっぷ中央所長	整備されているところとしては、区長申立てに関して、緊急な事務管理が必要というケースについては、社会福祉協議会で対応するという覚書がある。区長申立てのケースについてはこれで対応が可能であるが、それ以外のケースについては、取決めがないのが現状である。
委員	区長申立ては、今月も月島おとしより相談センターで1件やっ

	<p>ていただいている。今年度は7件、後見制度につなげたところで、そのうち6件については金銭管理に困ってしまったというところがある。金銭管理についての体制整備ができていると、支援もしやすい。ぜひ検討課題として上げていただければと思う。</p>
委員長	<p>そのほか、いかがか。</p>
委員	<p>3ページの(7)「中核機関によるチームの自立支援」ということで、実際にチーム会議等を開いて情報共有をしながら支援を行った実績等がもしあれば、教えていただきたい。</p>
すてっぷ中央所長	<p>チーム会議については、令和6年度から開催実績があるが、件数としてはとても少なく、1桁の件数となっている。開始に当たり、関係機関がかなり多いケースについては、双方関係者と本人を含めて、情報共有や役割分担を行い、チーム会議を開催している。</p> <p>ただし、申立てに関わった全てのケースについて会議をしているわけではないので、ケースに応じて開催する形でこちらからも声をかけている。</p>
委員	<p>ということは、チーム会議を主導するのは社会福祉協議会ということか。</p>
すてっぷ中央所長	<p>こちらから声をかけるケースが多いが、中には、会議を開いてもほしいと相談があるケースもある。その場合には、対応している。</p>
委員	<p>チームの自立支援ということで、本人を呼ぶかどうかも含めてケース・バイ・ケースだとは思いますが、双方の利害が必ずしも一致しないときがある。社会福祉協議会や区の担当者が間に入ってくことで、それぞれの主張があった場合に調整する重要な役割があるのではないかと思っている。(関係者が)多ければいいというわけではないが、必要に応じて、今後もそういった形で実施していただければと思う。</p>
委員長	<p>そのほか、いかがか。</p>
副委員長	<p>そのことに関連することよろしいか。令和8年度の事業内容の中にも、令和7年度の報告の中にもあったが、医師会との連携</p>

	<p>や医療関係者にもネットワークに入っているかと思う。医療関係者の判断や情報共有は、ケースによっては非常に重要になると考えている。</p> <p>例えば、サービスについても、介護保険を使った福祉サービスだけではなく、本人の資産や収入等が多くない場合、要件に合えば、医療サービスの利用が低廉で受けられることもある。ただ、その場合に何が使えるのかとかということに関しての知識というのは、専門性が高いもので、関係者に入ってもらうことが非常に重要だと思っている。今後も、医師の方や看護師などの医療関係者やその分野の知識を持っている方、本人の問題や行動パターンを知っている方などに極力入ってもらえるようなシステムを構築していただけたらと思う。</p>
委員長	事務局、いかがか。
介護保険課長	<p>介護サービス利用にあたり、障害サービスをずっと使っている方は、障害からの移行で（サービスを）併用している方もいらっしゃる。また、往診という形で医療で対応している場合もある。（支援については、）ケアマネジャーが中心になったり、介護が必要なければ、おとしより相談センターが対応したりしている。ただ、（サービスの）全てを知っているという人材はなかなかないので、障害（部門）と連携して、研修会や勉強会等を行ったりしている。ほかにも、主任ケアマネジャーの会なども区内にあり、そういったところで知識を深める機会がある。</p> <p>成年後見制度の対象でもある認知症関連で言えば、認知症の「初期集中支援チーム」という、医療になかなかつながらない方の支援であったり、東京都が実施している「認知症サポート医」、それから「オレンジドクター」という、おとしより相談センターと医師が連携して支援をしていく体制も構築されているところである。引き続き、取組を強化していきたいと思っている。</p>
委員長	<p>そのほか、よろしいか。</p> <p>（意見・質問なし）</p>
委員長	最後に事務局から連絡事項等があればお願いしたい。
地域福祉課	会議の時間内に発言できなかったご意見については、意見票で

	長	3月19日木曜日までに事務局まで郵送、メール、ファックスなどで提出をお願いしたい。 次回の委員会は令和8年6月1日を予定している。開催日の1か月前に開催通知を送付する。
4 閉会	委員長	閉会のあいさつ